

令和3年12月1日

第一三共株式会社とアルフレッサファーマ株式会社
との吸収分割に関する事後開示事項

東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
第一三共株式会社
代表取締役社長 眞 鍋 淳

大阪府中央区石町二丁目2番9号
アルフレッサ ファーマ株式会社
代表取締役社長 島 田 浩 一

第一三共株式会社(以下「甲」という)及びアルフレッサ ファーマ株式会社(以下「乙」という)は、令和3年9月30日に開催された甲の取締役会及び令和3年9月22日に開催された乙の取締役会においてそれぞれ承認された吸収分割契約書に基づき、令和3年12月1日をもって、甲が営む日本国内における薬価基準長期収載品の製造販売に係る事業(以下「本件事業」という)に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割(以下「本分割」という)を行いました。本分割に関する事後開示事項は次の通りであります。

記

1. 本分割が効力を生じた日は、令和3年12月1日であります。
2. (1) 本分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、甲において、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。
(2) 本分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第785条第1項第2号の規定により、甲において、会社法第785条の規定による株式買取請求手続を行っておりません。
(3) 甲において、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。
(4) 本分割においては、甲において、会社法第789条の規定により、令和3年10月1日付官報及び電子公告をもって、債権者に対し本分割に対する

異議申述の公告を行いました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. (1) 本分割は、会社法第796条第2項に規定する場合に該当するため、乙において、会社法第796条の2の規定による請求権は発生しません。
 - (2) 本分割は、会社法第796条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第797条第1項の規定により、乙において、会社法第797条の規定による株式買取請求手続を行っていません。
 - (3) 本分割においては、乙において、会社法第799条の規定により、令和3年10月1日付官報及び日刊工業新聞をもって、債権者に対し本分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 乙は、本分割により甲から承継対象製品に係る在庫、原材料、商標及び著作権等の資産、契約並びに製造販売承認等、甲が本件事業に関して有する権利義務の一部を承継いたしました。乙が甲から承継した資産の額は、概算で1,074百万円です。
 5. 会社法第923条の変更の登記をする日は、令和3年12月1日です（予定）。
 6. 上記に掲げるもののほか、本分割に関する重要な事項はありません。

以上